

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 6 年 1 0 月 2 日（水）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（8 名）

（委員長）安 達 卓 是 （副委員長）奥 岩 浩 基
伊 藤 ひろえ 岩 崎 康 朗 徳 田 博 文 戸 田 隆 次
又 野 史 朗 松 田 真 哉

欠席委員（0 名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】藤岡部長

〔保険年金課〕日浦課長 白鳥課長補佐兼保険業務担当課長補佐
安酸保険総務担当課長補佐

〔収納推進課〕大野原課長

【教育委員会事務局】長谷川局長

〔こども政策課〕永榮課長

〔学校教育課〕仲倉課長 波多野課長補佐 木村課長補佐兼学務担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

傍 聴 者

今城議員 大下議員 門協議員 津田議員 錦織議員 西野議員 森田議員

森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者 0 人 一般 0 人

審査事件及び結果

議案第 9 8 号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第 1 0 0 号 財産の取得について

[原案可決]

議案第 1 0 1 号 財産の取得について

[原案可決]

議案第 1 0 2 号 財産の取得について

[原案可決]

〜〜

午前 1 1 時 4 7 分 開会

○安達委員長 民生教育委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案 4 件について審査いたします。

議案第 9 8 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 議案第98号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議会運営委員会の資料1、令和6年米子市議会9月定例会追加議案の1ページを御覧ください。国民健康保険法の一部改正により被保険者証が廃止されることに伴い、所要な整備を行おうとするものです。改正内容は過料を処する規定のうち長期にわたる保険料の滞納により被保険者証の返還を求められた世帯主がこれに応じない場合における当該世帯主に対する過料に関する規定を削除するものです。改正の理由についてですが、行政手続における特定の個人における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正により令和6年12月2日以降国民健康保険証が交付されなくなることに伴い、米子市国民健康保険条例のうち被保険者証に関する条例について所要の改正を行う必要があるためでございます。なお、米子市国民健康保険条例において被保険者証という記載がありますのは今回改正を行う1か所のみです。

説明は以上です。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

○又野委員 ちょっと確認だけさせてやってください。被保険者証の廃止ということで、健康保険証の廃止に伴ってということだと思えるんですけども、単にその被保険者証という言葉が削除するだけであって、ここに書いてある滞納された方に対する対応というのは特に変わらないということ。一応確認で聞かせてください。

○安達委員長 日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 そのとおりでございます。

○安達委員長 よろしいですか。ほかに。いいですね。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論について、皆さんどうですか。

又野委員。

○又野委員 健康保険証の廃止自体に反対の立場ですので、この議案自体にも反対を表明いたします。

○安達委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第98号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、岩崎委員、奥岩委員、徳田委員、戸田委員、松田委員〕

○安達委員長 はい。ありがとうございます。

賛成多数であります。

よって、本件については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午前 11 時 54 分 再開

○安達委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第 100 号、財産の取得について、議案第 101 号、財産の取得について、及び議案第 102 号、財産の取得については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 それでは議案第 100 号から 102 号までの財産の取得について、3 議案について一括して御説明いたします。

これら 3 件の議案は教師用教科書及び指導書の購入価格が 2,000 万円以上となることから、これらの財産を取得するに当たり地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会にお諮りするものでございます。

ではまず、議案第 100 号について議案書 6 ページから 8 ページを御覧いただきますが、平成 27 年度前期小学校教師用教科書及び指導書の購入冊数及び価格並びに購入業者についてこちら記載をしております。取得価格は 2,879 万 1,186 円でございます。

次に、議案第 101 号について議案書 9 から 11 ページを御覧ください。令和 2 年度前期小学校教師用教科書及び指導書の購入冊数及び価格並びに購入業者について記載をしております。取得価格は 5,099 万 8,727 円でございます。

最後に、議案第 102 号について議案書 12 から 14 ページを御覧ください。令和 6 年度前期小学校教師用教科書及び指導書の購入冊数及び価格並びに購入業者について記載をしております。取得価格については 6,568 万 310 円でございます。

教師用教科書については、児童生徒と異なり無償給与制度の対象とならないこと、また指導書については授業の質の向上、教師の指導力向上等の理由からこれらの財産の取得についてお認めいただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○安達委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、これより順次採決いたします。

議案第 100 号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 101 号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１０２号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を閉会いたします。

午前１１時５８分 閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 達 卓 是